

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

1. 栄村の各指標の状況

1) 実質赤字比率

平成20年度決算における数値は−7.06%。当村は赤字決算ではなかったため、算出された数値はマイナス数値となっている。(昨年度数値：−5.92%)

実質赤字比率とは？

村の一般会計、及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（当村の場合は「就労センター特別会計」が該当）に赤字が生じていた場合、その赤字額の合計を村の標準的な財政規模を表す「標準財政規模」で割り返して得た数字のこと。

これまで使われてきた「実質収支比率」（※標準財政規模に対する、歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合）と同じもので、黒字か赤字かを判断する指標である。

2) 連結実質赤字比率

平成20年度決算における数値は−10.78%。当村ではすべての会計が黒字決算であり、算出された数値はマイナス数値となっている。(昨年度数値：−7.38%)

連結実質赤字比率とは？

村の一般会計、及び各特別会計（公営企業会計含む）など全会計を対象に、赤字が生じていた場合、その赤字額の合計を村の標準的な財政規模を表す「標準財政規模」で割り返して得た数字のこと。

3) 実質公債費比率

平成20年度決算における数値は20.0%で前年比0.3%の増。依然として起債借入時の基準である18%を超えているため、起債借入時は許可制となっている。(昨年度数値：19.7%)

実質公債費比率とは？

村が各種事業を実施する際に借り入れる公債費、及び公営企業事業（水道、農業集落排水等）で借り入れた公債費、一部事務組合・広域連合が借り入れた公債費などを合算し、その合計額が村の一般財源に占める割合を表したもの。この数値が一定水準を超えた場合、公債費の借入に制限がかかる。

4) 将来負担比率

平成20年度決算における数値は63.3%。今回の算出では、村は第三セクター

との損失保証契約を結んでいないことから、大きな数値とはならなかった。(※損失保証契約を締結していた場合、算定数値に算入される。)

(昨年度数値：78.6%)

将来負担比率とは？

村が一般会計等で将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。将来負担すべきものとしては、①地方債の償還（一般会計分）、②債務負担行為による支出、③公営企業が借り入れた地方債の償還（一般会計繰出分）、④一部事務組合・広域連合が借り入れた地方債の償還、⑤退職手当支給予定額、などが該当する。

5) 公営企業に係る資金不足比率

平成20年度決算における数値は0.0%。村が経営する公営企業会計（簡易水道、農業集落排水、生活排水、スキー場）はいずれも資金不足となっていなかった。

(昨年度数値：0.0%)

公営企業に係る資金不足比率とは？

上記4つの財政指標とは別に設けられている指標で、公営企業ごとの資金の不足額（※一般会計等の実質赤字に相当するもの）が、事業の規模に対してどの程度あるかを示したもの。

2. 総括

平成20年度決算に基づく各指標については、いずれも法律で定められている「早期健全化基準」「財政再生基準」を下回っていた。ただし、厳しい財政状況は依然として続いており、数値については決して楽観視出来ない状況と思われる。

指 標	栄 村	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%
実質公債費比率	20.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	63.3%	350.0%	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」で表示しています。

指 標	栄 村	経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	20.0%
農業集落排水特別会計	—	20.0%
生活排水処理特別会計	—	20.0%
スキー場特別会計	—	20.0%

※各特別会計とも資金不足額がないため「—」で表示しています